

第1回

## 税務書類等の提出時の 本人確認



宮本 雄司 税理士

みやもと・ゆうじ 昭和34年東京都生まれ。平成2年税理士登録、税理士宮本雄司事務所を開設。現在、日本税理士会連合会理事、規制改革対策特別委員会副委員長、東京税理士会常務理事、規制改革・納税環境整備等対策室長を務める。

### はじめに

マイナンバー関係の税務において番号確認と身元確認とから成る本人確認は最も重要な事務といえるでしょう。国や地方公共団体にはさまざまな税務関係の書類が会社等から送られてきますが、これに付随して、誰に対してどのタイミングで本人確認を行うべきか、なかなか難しいところです。

今回は二つのケースからこの点について考えます。

### 1 会社が給与支払報告書を作成し、市区町村に提出する場合

### Q 会社は従業員に係る給与支払報告書の作成のために、従業員から個人番号

号の提供を求め、その求めに応じて、従業員は会社に自分の個人番号を提供します。会社は従業員の個人番号を給与支払報告書に記載し、市区町村に提出します。

この場合、従業員の本人確認はどのタイミングで行うべきでしょうか。

**A** この場合、番号法上、従業員は「本人」、会社は他者（従業員）の個人番号を取り扱う事務を行うため、「個人番号関係事務実施者」、市区町村は「個人番号利用事務実施者」となります。（図1参照）

#### (1) 会社の法人番号

会社は給与支払報告書に「支払者」である自らの法人番号を記載し、市区町村に提出します。会社などの法人について本人確認の必要はありません。

会社が給与支払報告書を市区町村に提出し

図1 会社が給与支払報告書を作成し、市区町村に提出する場合

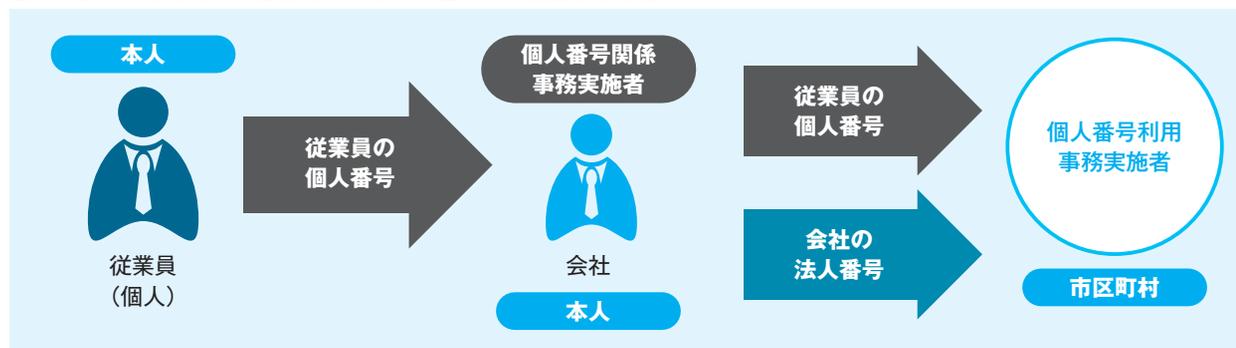
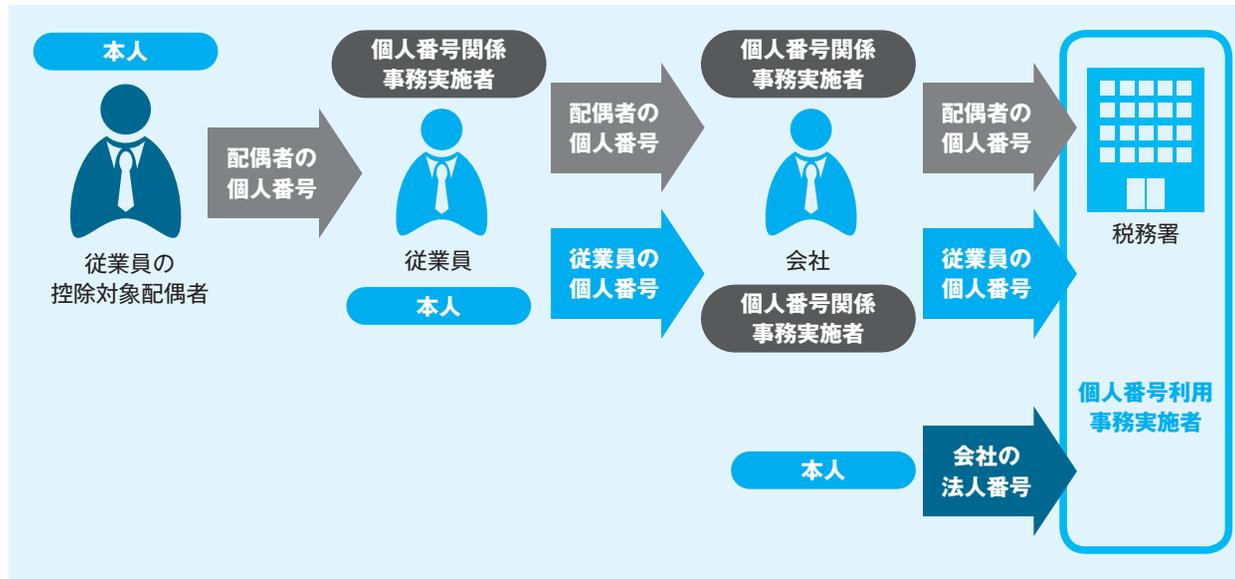


図2 会社が従業員の源泉徴収票を作成し、税務署に提出する必要がある場合（法定調書会計表の提出のため）



た際に、市区町村が会社の法人番号の確認等を行います。

## (2) 従業員の本人確認

会社（個人番号関係事務実施者）が従業員（本人）から個人番号の提供を受ける際に本人確認を行います。

## 2 会社が従業員の源泉徴収票を作成し、税務署に提出する必要がある場合 (法定調書会計表の提出のため)

**Q** 従業員はその配偶者に個人番号の提供を求め、提供を受けた個人番号を給与の支払者である会社に提供し、会社は、給与所得の源泉徴収票に控除対象配偶者の個人番号を記載し、税務署に提出しました。

この場合、従業員やその配偶者の本人確認はどのタイミングで行うべきでしょうか。

**A** この場合、番号法上、配偶者は「本人」、従業員は他者（配偶者）の個人番号を取り扱う事務を行うため「個人番号関係事務実施者」と、自らの個人番号を提供するため

「本人」ということになります。

一方、会社は「個人番号関係事務実施者」、税務署は「個人番号利用事務実施者」となります。（図2参照）

## (1) 従業員の本人確認

このとき、給与の支払者である会社は、源泉徴収票の作成のために、従業員に個人番号の提供を求めます。その求めに応じて、従業員は会社に個人番号を提供します。会社は、従業員の個人番号を「支払を受ける者」欄に記載し、税務署に提出します。

従業員の本人確認は、会社（個人番号関係事務実施者）が従業員（本人）の個人番号の提供を受ける際に行います。

## (2) 会社の法人番号

会社は法人であるため、本人確認の必要はなく、税務署が法人番号の確認のみを行います。

## (3) 従業員の控除対象配偶者の本人確認

従業員（個人番号関係事務実施者）が配偶者（本人）から個人番号の提供を受ける際に本人確認を行います。